

「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について
～むつ市の組織改変に伴う修正 「むつ市防災調整課」⇒「むつ市防災政策課」～

当社は、原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行、以下「原災法」）に基づき、青森県知事、東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」）を修正し、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

「原子力事業者防災業務計画」は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大を防止するために必要な業務を定めているものです。

具体的には、原子力防災組織の設置・運営、防災資機材の整備、緊急時の通報連絡および応急措置の実施、防災要員の派遣、事後対策の実施、他の原子力事業者への協力等について規定しています。

また、「原子力事業者防災業務計画」は、毎年、計画に検討を加え、必要があると認められる場合は、原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事および市長村長と協議のうえ修正し、経済産業大臣へ届出ることが「原災法」上で義務付けられています。

今回は、むつ市の組織改編を踏まえて、修正を行ったものです。

主な修正点は以下のとおりです。

■むつ市の組織改編に伴う修正

むつ市の組織改編に伴い、「むつ市防災調整課」を「むつ市防災政策課」に変更した。

また、届出した「原子力事業者防災業務計画」につきましては、当社原子力情報コーナー（本店、および東通原子力発電所PR施設トントゥビレッジ）にて公開することとしています。

当社は、今後とも、原子力発電所の安全運転に努めるとともに、原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

以 上

（参考） 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の主な内容